

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に基づく

計画期間満了時の評価及び同法附則第 3 条に基づく制度の検討（案）

計画期間（平成 19 年度～平成 27 年度）

1 広域行政の推進に関して政府が講じた措置

計画期間内（平成 19 年度～平成 27 年度）において、広域行政の推進に関して政府が講じた措置は、以下のとおりであり、①法令の特例措置が 6 項目、②交付金の交付に関する措置が 4 項目、③ ①及び②以外の措置として、（ア）連携・共同事業が 21 項目、（イ）法令の特例措置以外の法令に関する措置が 9 項目、（ウ）その他の提案の趣旨を実現するための措置が 13 項目、となっている。

① 法令の特例措置（基本方針・別表 1）（6 項目）

- ・ 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務
- ・ 商工会議所に対する監督に関する事務
- ・ 調理師養成施設の指定に関する事務
- ・ 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可に関する事務
- ・ 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- ・ 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

② 交付金の交付に関する措置（4 項目）

- ・ 民有林の直轄治山事業の一部
- ・ 直轄通常砂防事業の一部
- ・ 開発道路に係る直轄事業
- ・ 二級河川に係る直轄事業

③ ①及び②以外の措置について

（ア）連携・共同事業（21 項目）

- ・ 共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化
- ・ C I Q 業務への地方公共団体職員派遣
- ・ 共同データベース構築による法人設立届の一本化
- ・ 税務に関する相談や広報事業の共同実施
- ・ 国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実
- ・ 国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成
- ・ 国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携
- ・ 国有林と民有林が一体となった森林づくり
- ・ 農作物被害調査の共同実施
- ・ 国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施

- ・食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
- ・道内における食育推進活動の共同実施
- ・第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
- ・国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
- ・バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出
- ・異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施
- ・国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
- ・防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
- ・道路管理者が連携した案内標識の整備
- ・ビジット・ジャパン事業に関する連携
- ・国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携

(イ) 法令の特例措置以外の法令に関する措置（基本方針・別表2）（9項目）

- ・都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の廃止
- ・食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
- ・労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
- ・廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
- ・都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
- ・維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
- ・条例制定権の拡大に向けた法令の改正
- ・普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
- ・自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正

(ウ) その他提案の趣旨を実現するための措置（基本方針・別表3）（13項目）

- ・地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
- ・都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
- ・出入国管理行政に関する意見交換会の実施
- ・地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
- ・条例による事務処理の特例に関する通知の発出
- ・福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
- ・「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
- ・道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
- ・郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
- ・へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出
- ・自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出
- ・無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出
- ・特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等

2 広域行政の推進に関して政府が講じた措置による効果・影響等に関する評価及び広域行政の推進に関する制度の評価

(1) 広域行政の推進に関して政府が講じた措置による効果・影響等に関する評価

1に示した計画期間内（平成19年度～平成27年度）に政府が講じた措置に関して、その効果・影響等を、基本方針に定める広域行政の推進の目標（①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与すること）に照らして、その成果及び課題の両面から整理をすると次のとおりである。

○成果

- ・地域により近い行政主体への権限移譲を実現することで、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になるなど、地方分権の推進に寄与している。
- ・処理期間の短縮や窓口の一元化等により、利用者・地域住民の利便性が向上している。
- ・従来から北海道が実施していた事務・事業との一体的な実施により国・地方を通じた行政の効率化に貢献している。

(具体例)

- ・水道施設への立入検査等では、従来の国（厚生労働省本省）による実施に比べて検査頻度の向上が可能になったほか、状況に応じて迅速かつきめ細やかな対応が可能になる、水道事業者の広域化や経営改善等の今後の課題解決に対する助言がしやすくなる等、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になった。
(水道法に基づく監督権限：水道事業等の認可及びその監督権限（勧告・命令・立入検査等）等の移譲)
- ・鳥獣捕獲の許可と危険猟法の許可の申請窓口が一元化されたことで申請者の利便性が向上したほか、北海道（各総合振興局等又は本庁）が許可を行うことで、これまでと比べて大幅な処理期間の短縮が可能となり、状況に応じた迅速な処理が可能になる等、より適切な事務執行が可能になった。また、調理師養成施設の指定に関する事務では、移譲前から北海道が担当する指定を行うための調査と一体的な実施が可能となったことで処理日数が短縮されるなど、利便性の向上が図られた。
(危険猟法の許可：危険猟法（麻醉薬の使用）の許可及びその関連事務の移譲、調理師養成施設の指定：調理師養成施設の指定及びそれに伴う監督等の事務の移譲)
- ・改良工事は国が実施し、維持管理は北海道が実施する制度に基づいて事業が進められていたが、移譲により北海道が改良工事と維持管理の双方を一括して行えるようになったという観点からは、効率化が図られた面もある。
(開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲)
- ・直轄砂防事業の一部を北海道に移譲したことにより、土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハード対策に関する地元対応を北海道が一括して行えるようになったという観点からは、効率化が図られた面もある。
(直轄通常砂防事業の一部の移譲)
- ・移譲工事に係る職員の移籍（期限付きの外出）は、スムーズに行われている。
(開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲)

○課題

- ・事務・事業の移譲に伴う財源措置手法として、これまで法第 19 条による交付金、水道法の事務に係る交付金、又は、措置なし、の 3 通りで対応されており、統一的なルールが確立されているわけではない。

(具体例)

- ・水道法に基づく事務に係る交付金は、移譲された事務が定着するまでの期間として 5 年間で廃止される逡減方式となっている。(事務の移譲に伴う財源措置については統一的なルールがない。)

(水道法に基づく監督権限)

- ・北海道からは、「人件費以外の事務的経費が移譲事業に係る交付金の積算に含まれなかったことから、直轄事業で実施する場合よりも北海道の財政負担が増えている。また、北海道が必要と考えていた職員すべてが移籍されたわけではないため、移譲事業の事務量について、北海道の負担は増えている。」という指摘がある。

(直轄通常砂防事業の一部、開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲)

(2) 広域行政の推進に関する制度の評価

広域行政の推進に関する制度に関して、基本方針に定める広域行政の推進の目標(①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与すること)に照らして、評価をすると次のとおりである。

- ・道州制特区制度は、特定広域団体からの提案を受けて国から権限を移譲していく仕組みであり、特定広域団体である北海道から法制定時以降これまでに 6 次にわたり計 32 件の提案を受けている。提案については、道州制特別区域推進本部参与会議で参与から意見を聴取し、全閣僚から構成される道州制特別区域推進本部での議を経て、事務の移譲や全国的な措置、実務上の対応といった措置を講じてきた。これらの取組を通じて、地方分権の推進や特定広域団体の自主性及び自立性の向上並びに行政の効率化に寄与している。
- ・特定広域団体である北海道は、国への提案に当たり道民から意見を募集しており、これまで約 400 件に及ぶ道民からの提案があった。このような取組は、道民自らが参加する機運醸成に一定の役割を果たしていると考えられ、北海道地方の自立的発展に寄与している。
- ・これら道州制特区の取組と併せて、特定広域団体である北海道は、市町村が今後も多様な行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併についての支援や、定住自立圏構想などの広域的な連携を活用した地域づくりを推進してきた。また、北海道の事務・権限約 5,100 件のうち約 3,100 件を移譲対象とし、北海道から市町村への事務・事業の移譲を行ってきた。さらに、地域を重視した政策を推進するため、北海道の出先機関について総合振興局・振興局への組織体制の整備や局長の権限強化を行い、広域行政をより効果的かつ効率的に推進する観点での取組が進められてきた。これら取組については、北海道地方の自立的な発展に寄与しているものと考えられる。

3 政府が講じた措置及び広域行政の推進に関する制度についての検討の結果

2における評価等を踏まえて、個別の特例措置や交付金等について検討すると、移譲前の状況と比べて、より適切で効率的な事務執行、利用者や地域住民の利便性の向上など前向きな成果が出ているといえる。課題もあるが、事務・事業の移譲を取り止めて、国に戻すべきと考えられるような問題は生じておらず、すべて、今後とも継続して実施することが適切と考えられる。

また、広域行政の推進に関する制度について検討すると、執行にあたっての改善点もあるが、制度自体を改正するような問題は特段ないと考えており、制度創設前の状況と比べて、総じて特定広域団体である北海道の自主性及び自立性が高まり、国と特定広域団体を通じた行政の効率化が図られるなど、自立的な発展に寄与していると考えられ、更なる権限の移譲を進めることで、大きな成果につながる可能性があると考えられる。

特定広域団体である北海道は、これまで、道民提案や提案検討委員会の仕組みを活用しつつ、広く地域の実態に応じた提案を国に対して行い、全国展開につながったものも含めて、所要の実現が図られてきたことから、引き続き、本制度を活用して、北海道の自立的発展につなげていくことを希望している。

これらの点を総合的に踏まえると、現行の制度を継続するとともに、基本方針で定める計画期間については、これを延長することと（平成32年度までとすることを想定。）すべきと考えられる。

なお、国から特定広域団体への移譲事務・事業に関し、必要となる財源措置・職員の取扱いについては、これまでの経緯や移譲による国と特定広域団体を通じた行政の効率化等を踏まえつつ、今後新たに事務等を移譲する場合には確実な財源措置を講じ、また、職員の取扱いを基本方針を踏まえて適切に調整するとともに、マニュアルの整備や技術的助言などの必要な支援を実施する必要がある。

個別の法令の特例措置（1の①の項目）、交付金に関する措置（1の②の項目）及び連携・共同事業（1の③アの項目）について、特定広域団体及び関係省庁による措置を継続する必要性その他の評価の詳細は、別添「事務・事業の実施状況について」のとおりである。